

## 欧州諸国著名人の日本招請による神戸ビーフの輸出拡大業務委託仕様書

1. 業務名称

令和7年度和牛マスター輸出拡大コンソーシアム神戸ビーフ輸出拡大プロモーション業務

2. 業務目的

欧州諸国の著名な人を日本に招待し、その経験や感想をEU諸国で広く情報提供してもらうことにより、神戸ビーフの更なる輸出拡大を図ることを目的とする。

招請対象者：著名なメディア関係者、作家、俳優、レストラン経営者、料理人、インフルエンサー等

3. 委託費の限度額

3,000,000円（税込）

4. 契約期間

契約日～令和8年1月31日

5. 企画提案内容

(1) 欧州諸国の著名な方を招請し、神戸ビーフのさらなる輸出拡大を図る。

## ①内容

欧州諸国での著名な方（メディア関係者、作家、俳優、レストラン経営者、料理人、インフルエンサー等）を日本に招請し、神戸ビーフの歴史、生産現場等を実地で見させていただくと共に、と畜場やカット工場などの優れた衛生状態、カット技術等を披露することにより、その経験をEU諸国に広く情報発信してもらうことにより、更なる神戸ビーフ、和牛肉の輸出拡大に繋げる。

## ②開催時期

令和7年10月～令和8年1月

## ③対象者

メディア、作家、俳優、著名なレストラン経営者、料理人、インフルエンサー等

## ④注意点

- ・ 招聘者の決定については、和牛マスター輸出拡大コンソーシアムが行う。
- ・ プロモーションで使用する神戸ビーフは、コンソーシアム事務局で負担する。
- ・ 招請関係者の渡航費等の一部については、コンソーシアム事務局が負担する。（事務局との協議）
- ・ 参加者が神戸ビーフを調理し、試食しながら、神戸ビーフの歴史や魅力を理解できるようにすること
- ・ 提供する神戸ビーフの部位については、サーロインやヘレだけでなく、今まで輸出量が少ない部位等を積極的に活用・宣伝すること
- ・ プロモーション会場については、事前に発注者と協議すること
- ・ イベントの効果を評価するために、以下のような成果指標（KPI）を設定し、可視化を図ることが望ましい。

例：SNSでのエンゲージメント数（いいね・シェア数など）、現地メディア掲載件数等。

- ・
- ・ メディア等に掲載された記事やインフルエンサー等の投稿等を報告すること
- ・ 他の兵庫県産食材・産品等の使用・コラボレーションについても柔軟に対応すること
- ・ 生産牧場への訪問については、家畜伝染病予防法に基づく規定（入国後1週間以内の農場立入の制限）を厳守すること。
- ・ 業務の運営に関しては、発注者と協議及び調整を十分に行うこと

6. 成果物

受託者は、業務実施に係る実績を報告書として作成し、提出すること。事業実績報告書には次の項目を含むこと。

- ・委託業務の実施内容（作成物のサンプルやイベント実施時の写真、映像を可能な限り多く撮っておき、提出すること）
- ・招聘事業により撮影した動画等については、欧州諸国において効果的な発信（SNS等）を行いその状況について、逐次発注者に報告すること。
- ・委託業務に係る支出の費目別内訳
- ・委託業務の実施により得られた成果  
イベント成果については、事前に設定したKPIとの比較・分析を含めて報告すること。
- ・その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

## 7. その他

- (1) 企画提案の内容によっては、5.業務内容の取捨選択は認めるものとする。また、示した内容以外に、事業目的を達成するために有効と思われる事項があれば追加提案すること。
- (2) プレスリリース等の広報活動を行い、テレビ、新聞等のメディアの誘致を積極的に図り、本取組の広報効果を最大限高めるとともに、現地ソーシャルメディア等を活用し、イベントの実施告知の最大化を図ること。
- (3) 展示・映像等を活用し、神戸ビーフの魅力を広く効果的に発信し、理解を深めること。
- (4) 本件に関し仕様書に記載のない事項については、事業主体である和牛マスター輸出拡大コンソーシアム等と協議すること。

## 8. 業務実施体制について

受託者は、委託契約締結後速やかに本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置して氏名等を報告すること。

## 9. 契約に関する条件

### (1) 成果物の著作権

受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

### (2) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

### (3) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する条例を遵守しなければならない。

以上